

資 料

英國法における外國會社

岡 本 善 八

- 一 はしがき
- 二 四つの連結素
- 三 屬人法の決定
- 四 監督規定

英國法における外國會社の法的地位については、理論的に二の分野にこれを分つことが出来る。一は法人その他の類似團體の屬人法に關する問題、すなわち狹義の國際私法の問題であり、二は外國商事會社に對する監督取締的規定、すなわち國際私法の規定のうち所謂外人法に屬する問題である。兩者は嚴密には別個の問題であるが、その法理論においても全くその關連を無視するを得ないものであるし、又實務的見地からみても兩者を同時に述べる方が、より便宜であると解せられる。

一

一般に英國法上外國會社の法的地位を取扱う場合に、留意すべき觀念として次の如き四の觀念が存在する。<sup>(1)</sup>

(1) 「所在」(Presence)……これは民事訴訟法上、法人の裁判籍を決定するにつき實益がある。すなわち英國裁判所は、被告がイングランド又はウェールズに所在する場合に裁判管轄を有する。この「所在」(Presence)の意義はかなり廣く、例えば、英國に於て設立せられ外國に於てのみ營業活動を行う會社は英國に居所を有せざるも所在すると解せられ、<sup>(2)</sup>逆に外國會社も英國に營業所を有し<sup>(3)</sup>又は營業活動を行う限りそこに所在すると解せられている。<sup>(4)</sup>

(2) 「國籍」(Nationality)……法人の「國籍」は大陸に於ては業務中心地により決定せられるに對し、英米に於ては準據法により決定せられる。然し英國々際私法上國籍は殆んど問題とならない。たゞ外國法人の特別權利能力、特に船舶保有能力の場合、反致 (renvoi) により外國々際私法上の國籍の觀念が問題となる場合等に<sup>(5)</sup>限られる。また戰時に於ては、會社が敵性 (enemy character) をもつか否かが問題となるが、これは右の一般原則によらず法人格の背後に於て現實にその會社を支配する者が何人であるかにより決せられる。<sup>(6)</sup>

(3) 「居所」(Residence)……その實益は所得税法における支拂義務者決定の場合とその他の場合に<sup>(7)</sup>分ち得る。この内容は異なつており、税法上は「居所」は眞實の營業中心地又は業務統轄地であり二國に於て同時に二個の居所を有し得ないと考えられるが、その他の場合は複數の住所が認められる。<sup>(8)</sup>税法以外の場

合に於ては、「居所」は法人の負う債務本據 (situs debiti) を確定する上の標識となることである。尤もこれは決定的ではなく例えば複數居所を有する場合には正當なる取立地又は通常の請求地等が考慮せらるべきものとせられる。<sup>(9)</sup>

(4) 「住所」(Domicile) …… 自然人と同じく會社の屬人法も亦住所を連結觀念とする。然し會社の住所は自然人と異なり、次の如き特殊性をもつ。すなわち「集合法人が個人と同じ意味での住所をもち得ないことは全く當然のことである。…… 然し自  
然人の擬制に基き英國法によつて集合法人に對して居所・住所・國籍の屬性が付與せられ得ることは可能である。英國會社法に基いて設立せられた會社は、自然人の如くその國籍を變更し得ないが英國々籍を有することは論議の餘地はない。更に又かかる會社は英國に於て登録せられたる限り英國に住所をもつものと解せられる。卑俗な例をとれば、その本源住所又は出生住所がその生存の間つきまとうのである」<sup>(10)</sup>。

以上によつて法人のもつ四つの觀念を概觀したのであるが、このうち最も重要なのは住所の觀念であることはいうまでもない。<sup>(11)</sup>

(1) それらは必ずしもすべてが狹義の國際私法上重要な觀念とはいへ得ないが、綜合的考察の上からは無視し得ないものであり、英國々際私法の文獻も亦これに若干の紙數をさいているのが通常である。ここに於てもそれに従つてとす。

(9) Egyptian Delta Land Co. v. Todd, [1929] A. C.

1, 13. これは最高裁判所第九規則第八條及び一九四八年會社法第四三七條によつて明文化せられている。

(3) この點は同會社法第四〇七條(一)、第一二條に明文されている。

(4) たゞし最高裁判所第九規則第八條によれば、訴狀が送達せらるべき代理人はイギリス内に一定の事務所をもつことを必要とする。Dicey-Morris, Conflict of Laws, 1949, p. 173; Wolff, Private International Law, 1950, p. 297.

(5) Wolff, *ibid.* p. 308; Graveson, Conflict of Laws, 1952, p. 90.

(6) そのリーディングケースとして、Daimler Co. v. Continental Tyre and Rubber Co. [1916] 2 A. C. 307.

(7) Income Tax Act, 1918, Sched. D, r. 1.

(8) リーディングケースである *Cesena Sulphur Co. v. Nicholson* (1876) 1 Ex. D. 428 以下多數判例の態度である。また *Swedish Central Ry. v. Thompson* [1925] A. C. 495 に於ては複數の住所を持ち得ると主張されている。

(9) *Swiss Bank Corp. v. Böhmisches Industrial Bank*, [1923] 1 K. B. 673, 678; *Richardson v. Richardson*, [1927] p. 228, 235.

(10) *Gasque v. Inland Revenue Commissioners* [1940]

2 K. B. 80 at p. 84, per Macnaghten, J.

III

英國法に於ても、法人の發生・消滅その他團體固有の法律關係を統一的に支配する屬人法を認めるが、屬人法決定については、業務統轄地主義<sup>(1)</sup>又は營業中心地主義によらず、準據法主義<sup>(2)</sup> (Doctrine of the Place of incorporation) によつてゐる。すなわち形式的には住所地主義を採用するが、「法人の住所はそれが登録せられたる國に存在する。法により登録を要しない時は、その住所は法人が設立に當り準據した法制定國に在るものとする」<sup>(3)</sup> 限り實質的には準據法主義に依るものである。

法人の屬人法は、團體固有の法律關係を總體的に支配する。これを類別すれば、次の如きである。

- (i) 法人の設立手續及び法人格の付與
- (ii) 法人の權利能力及び行爲能力
- (iii) 法人の組織・取締役その他の役員の權利義務・株主總會・目論見書及び定款の變更・株主權
- (iv) 法人の業務統轄地の移動の可能性
- (v) 株式の發行・移轉の實質的要件
- (vi) 法人の解散の要件及び効果

ここに列擧した所を以ても知り得る如く、英國法上その屬人法の適用範圍については何ら特異な點は存在しないとして差支えない。従つて問題は既にふれた如くそれが準據法主義を採用している點に在る。これによれば、團體の屬人法は、それに基

き團體が法人格を付與せしめられる (incorporated) 法であるとするのであるが、その根柢には、法人格の付與は無生物に法人格を付與するという國家の恩惠的行爲であるとする思想が存在する<sup>(5)</sup>。この準據法主義の缺陷は、發起人がその團體と實質的關連なき國の法を屬人法として選擇し得る點にある。尤もこの缺陷は、例えば準據法がその國に業務統轄地を有する會社にのみ法人格を付與すると規定し、或は業務統轄地法が外國法により設立せられた法人格の認許を拒むとすることにより緩和せしめられ得るが、一般的には公衆欺網の危險性を持つ。この點に於て立法論的には大陸に於て支配的な業務統轄地主義が優れていることは否認し得ない。

英國法に於ても、外國法人の「認許」(Recognition) の觀念が存する<sup>(6)</sup>。外國法人の認許なる觀念についての妥當性については、わが現行法についても論議が存するが、英國法によれば、法人格付與は國家の恩惠的行爲と解せられてゐるのであるから純私法的行爲によらずして生じた法的結果については外國は當然これを承認するのではなく別に認許を必要とするという意味に於て認許の觀念を容認し得る餘地があるのではないかと解せられる。

- (1) 業務統轄地すなわち會社所在地主義を採用するものとして、フランス・ドイツ・イタリー・スペイン・オーストリー・スイス・ポーランドその他の大陸諸國多數。
- (2) 營業中心地主義を採るものとしては、フランスの若干の判例があるにすぎないが、フランスの學説として有力

である。

- (3) Dicey-Morris, Conflict of Laws, 1949, Rule 18.
- (4) Wolff, *ibid.*, p. 309 at Seq.
- (5) Wolff, *ibid.*, p. 299
- (6) Dicey-Morris, *ibid.*, p. 476.

#### 四

(一) 英國法における外國會社に對する監督規定は、これを大別して營業所設置の問題、外國會社の證券募集の問題、屬地的清算の問題の三つの問題が生ずる。このうち、第二の問題は一九四八年會社法 (Companies Act, 1948 II & 12 Geo. 6, C. 38) 第四一七條乃至第四二三條に於て「目論見書」に關して規定せられ、その内容は、外國會社の大ブリテン内に於ける證券募集に當つては、內國會社と概ね同一の目論見書の届出を命ずることにより內國投資者を保護せんとするものである。同條の規定は主として目論見書作成に關する技術的規定であるからここには省略する。

(二) 營業所設置に關する監督規定としては、同法第四〇六條乃至四二三條が存する。ここでは紙面の都合上列擧するにとゞめる。

#### 第十章 大ブリテン外に於て設立せられたる會社

大ブリテンにおける營業所設置に關する規定

第四〇六條「四〇七條乃至四一四條に對する通則」

第四〇七條乃至第四一四條の規定は規定はすべての海外會社

英國法における外國會社

すなわち大ブリテン外に於て設立せられた會社にして本法施行後大ブリテン内に營業所を設置するもの、大ブリテン外に於て設立せられ本法施行前に既に大ブリテン内に營業所を有し且つ施行時に於て引續き營業所を有するものに對し適用せられる。

第四〇七條「大ブリテンに於て營業を行うべき海外會社により登記吏に届出づべき書面」

(1) 本法施行後大ブリテン内に營業所を設置する海外會社は營業所設置一月以内に登記のため會社登記吏に届出をなすことを要する。

(a) 設立認許狀・定款・目論見書・設立約款、その他會社構成に關し又は會社構成を明白ならしめる書面にして認證せられたるもの及びもしその書面の記載が英語によらざる時は、認證せられたるその譯文。

(b) 會社の取締役・祕書役及び次項以下に記載する事項の表。

(c) 大ブリテンに居住する者にして、會社の爲に訴を受理し又は會社になさるべき通告を受理する權限ある、一又は數人の氏名及び宛先。

(2) 前項の (b) にのべる表には、次の事項を記載することを要する。すなわち—

(a) 各取締役については—

(i) 個人の場合に於ては、その者の現在の洗禮名及び姓 (surname) 及び舊の洗禮名及び姓、その者の通常の居住宛先、國籍、職業、職業をもたざるも他の會社役員 (director-

ship) たるときはこれに關する事項

(ii) 會社の場合に於ては、その社名及び登録せられたる又は主要な事務所

(b) 祕書役又は共同祕書役の各人については—

(i) 個人の場合には、その現在の洗禮名及び姓、舊の洗禮名及び姓、並びに通常の居住宛先

(ii) 法人又はスコットランド商社の場合には、その社名及び登録せられたる又は主要な事務所。但し商社の全組合員が共同祕書役であり、商社の名稱及び主たる事務所が本項(b)にのべられた記載に代え得る時に限る。

本法第二百條九項の(b)(c)及び(d)は、現在及び舊の洗禮名及び姓に關する本項の規定の解釋についても準用せられる。

(3) 本條(1)に掲ぐる以外の海外會社が、本法施行のとき未だ登記吏に對し次の書面の届出をなさないときは、その事情如何により、一九二九年、一九〇八年若しくは一九一七年會社法による書面又は事項の届出義務に服すべきものとする。

(a) 一九二九年會社法第三四四條第一項及び第二項に掲ぐる會社については、同條第一項に掲ぐる書面及び事項

(b) 同條に掲げざる會社については、一九一七年會社法により修正せられたる一九〇八年會社法の第二七四條第一項(a)

(b)及び(c)に掲ぐる書面及び事項

第四〇八條「海外會社の土地取得能力」

海外會社が既に次の事項の登記吏に對する届出を終えたと

きは、英連邦内の土地保有に關し本法により設立せられた會社と同一の能力を有する。但し北アイルランドに於ける登録による土地保有能力についてはこの限りではない。

(a) 前條(1)の適用せらるべき會社については、同項の掲ぐる書類及び事項

(b) 一九二九年會社法第三四四條(1)及び(2)に掲ぐる會社については、同條の定める書類及び事項

(c) 一九一七年會社法により修正せられたる、一九〇八年會社法第二七四條(1)の(a)(b)及び(c)の定める書類及び事項  
第四〇九條「書面等變更に關する海外會社の登記吏に對する報告」

次の事項に關し變更ある時は、會社は特定期日迄に變更を生ぜし事項に關する報告を登記のため登記吏に提出することを要する。

(a) 海外會社の設立認許狀・定款・目論見書・設立約款その他前掲の書類

(b) 海外會社の取締役又は祕書役その他役員表の記載事項

(c) 海外會社のため通告を受理する權限ある者の氏名及び宛先

第四一〇條「海外會社の計算」

(1) 各海外會社は、毎年本法により設立せられる會社につき要求せられる總會前に作成備付を要し且つ登記吏に對し謄本の届出を要するものと同種の形式及び内容により、貸借對照表、損益計算書、持株會社なるときは集會勘定書を作成することを要

する。(以下略)

(2)前項に掲ぐる書面の記載が英語によらざる時は、認證せられたる譯文の添付を要する。

第四一一條〔海外會社の名稱・責任の範圍・準據法國の表示義務〕

各海外會社は、

(a)大ブリテンに於て株式又は社債の募集を行う目的をもつ目論見書には、その會社の準據法國を表示することを要する。

(b)大ブリテン内の各營業所に於ては、會社の名稱及び準據法國を明白に表示することを要する。

(c)書類・便箋・すべての通告その他の會社の公示事項には會社名及び準據法國を明白な文字で表示することを要する。

(d)會社の構成員が有限責任なるときは、その事實を明らかにし前掲の目論見書・書類・便箋その他の大ブリテン内の公示事項に明白な文字で表示し、且つ各營業所に表示することを要する。

第四一二條〔海外會社に對する通告〕

海外會社に對する訴狀の送達又は通告は、本法本章既述の規定により登記吏に對しその氏名が届出でられたる者を宛先として送達又は発信せしめられる時は有効と解せられる。

但し次の場合は大ブリテン内の會社營業所の何れかに送達又は発信せしめることも有効である。

(a)會社が、會社のために訴狀又は通告の授理の権限を與すべき者にして、大ブリテン内に居住する者の名稱又は宛先に

英國法における外國會社

關する届出を怠りたるとき。

(b)もしその氏名及び宛先を届出でたる者の死亡せる時、居住の事實の止みたる時、會社のための受理を拒む時、その他の理由により送達が不能となるとき

第四一三條〔書類を届出づべき事務所〕

(1)海外會社の届出を要する書面は營業所の設置場所如何によりイングランド又はスコットランドの登記事務所に於て登記吏に届出づることを要する。もし會社がイングランド及びスコットランドの双方に營業所を設置するときは、その双方の登記事務所で届出をなすことを要する。本法本章の會社の登記吏に關する規定についても同様に解し得る。

(2)海外會社が大ブリテン内に營業所をもつ事實の止みたるときは、直ちにその地の會社登記吏にその事實を通告することを要する。通告のなされたる日より會社の登記吏に對する書面届出義務は消滅する。

第四一四條〔罰則〕

海外會社が本法本章の規定に違反せるときは會社及び故意に違法行為を承認したる會社役員及び代理人は、五〇ポンドを超えざる罰金又繼續的違反の場合一日五ポンドの罰金に處せられる。

第四一五條〔第四〇七條乃至四一四條の解釋〕

本法本章の既述の規定中、

「認證せられたる」(certified)とは、正規の方法により真正なる謄本又は正確なる譯本たることを承認することをいう。

「取締役」(director)とは、その者の指示命令に従つてその會社取締役が行動する者をも包含する。

「營業所」(place of business)とは、株式の引渡又は登録事務所をも包含する。

「秘書役」(secretary)とは、その名稱の如何を問わず秘書役たる地位を占める者を包含する。

第四一六條 [Channel Islands 又は Isle of Mann に於て設立せられた會社による書面届出義務に關する特則] 略

(三) 外國會社の清算については、前掲一九四八年會社法第九章「未登録會社の清算」に關する規定が適用せられる。すなわち最も嚴格なる強制清算 (Winding-up by the Court) の手續による。清算の開始の原因としては、(i) 會社が解散したとき、營業を停止したとき、又は殘務整理の目的のために營業を續行するとき、(ii) 債務の支拂不能に陥りたるとき、(iii) 會社を清算せしむべきことが正當且つ衡平と裁判所が判斷するとき、の三が擧げられる。(第三九九條<sup>(1)</sup>)。又英國に於て營業を行う外國會社は、本國に於て既に清算が終了している場合も、英國に於て營業を停止した場合は清算手續に入る(第四〇〇條<sup>(2)</sup>)。解散せしめられた會社は自ら訴を提起することが出来ないが、清算命令後、清算人は會社の名に於て訴を提起することができる。更に第二四四條に基く命令により會社の全財産が清算人に引渡され且つ同條の規定に従つてその職務上の名に於て訴を提起すること<sup>(3)</sup>もできる。

更に英國裁判所が清算につき管轄を有する外國會社は、イン

グラント内に營業所をもつことを要するか否かが問題となるが Dacey によれば營業所をもつものに限ると斷定せられている。すなわち一九四八年會社法第三九八條に於ける未登録會社の定義はかなり廣汎なものであるが、第三九九條の規定を顧慮するときは、外國會社のうちイングラントに營業所をもつもののみを對象としているものと理解し得るとして<sup>(4)</sup>いる。なお明文規定はないが、本法による清算は屬地的効力を有するにすぎないことは當然であろう。

(1) Re Mercantile Bank of Australia [1892] 2 Ch. 204

(2) これは一九二九年會社法第三三八條(2)に由來する規定で、ロシヤ會社につき生じた紛糾を避ける目的をもつ。

なお拙稿「外國會社清算に關する一考察」(同志社法學一  
二號)七六頁を参照せられたい。

(3) Palmer's Company Law, by A. F. Topham, 1949,  
p. 449.

(4) Dacey-Morris, *ibid.* p.p. 292 und 294.